

御嵩町外国語指導助手派遣事業仕様書

1. 本仕様書の目的

本仕様書は、御嵩町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が外国語指導助手（以下「ALT」という。）による語学指導事業を円滑かつ効率的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

2. 法令等の遵守

（1）個人情報の取り扱い

事業者は、事業の遂行にあたっては、個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、御嵩町個人情報保護条例、御嵩町情報公開条例等、その他の法令を遵守し事業を行い、事業遂行にあたり個人情報を取り扱う場合には、その取り扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（2）守秘義務

事業者は、事業の遂行を行うにあたり、事業上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために私用したりすることはできない。契約期間が終了した後も同様とする。

3. 事業場所と人数等

町立小学校 3 校、中学校 2 校、組合立中学校 1 校、放課後児童クラブ 3 ヶ所、放課後子ども教室 1 ヶ所、成人講座・乳幼児学級。

No.	事業場所	R6. 9. 1 児童生徒数	学級数	所在地
1	上之郷小学校	73	6	御嵩町宿 2002 番地
2	御嵩小学校	487	22	御嵩町中 2628 番地
3	伏見小学校	314	14	御嵩町伏見 489 番地
小学校合計		874	42	
4	上之郷中学校	34	3	御嵩町中切 1785 番地
5	向陽中学校	252	12	御嵩町御嵩 1306 番地
6	共和中学校	163	9	御嵩町伏見 1875 番地 1
中学校合計		449	24	
7	御嵩小学校区放課後児童クラブ	113	3	御嵩町中 2628 番地
8	伏見小学校区放課後児童クラブ	53	2	御嵩町伏見 489 番地
9	上之郷小学校区放課後児童クラブ	16	1	御嵩町宿 2002 番地
放課後児童クラブ合計		182	6	
10	放課後子ども教室	34	1	御嵩町宿 2002 番地
放課後子ども教室合計		34	1	
11	成人講座・乳幼児学級	---	1	御嵩町中 2171 番地 1 御嵩町御嵩 626 番地 1 御嵩町伏見 990 番地 御嵩町中切 874 番地 4

成人講座・乳幼児学級合計	---	1	
--------------	-----	---	--

※児童生徒数・学級数は令和6年9月1日現在の数であるのでご注意ください。

※成人講座及び乳幼児学級への派遣については上記事業所から選定するものとする。

4. 事業期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

5. 事業内容

(1) 事業者（派遣元）の行う事業

①町内小中学校、町内放課後児童クラブ、放課後子ども教室、成人講座及び乳幼児学級へのALT派遣事業

②上記の事業を円滑に履行するために必要な次の事業

- (ア) 担当コーディネーターの選任
- (イ) 教育委員会、学校、ALTの連絡調整
- (ウ) コーディネーターによる学校訪問、ALTの事業遂行状況の把握及び評価
- (エ) 上記(ウ)についての報告及び10の報告書等の提出
- (オ) ALTに対する学習指導要領に基づく指導カリキュラム等への理解、その他事業遂行に必要な研修の実施
- (カ) 学校への定期的ヒアリング、アンケートの実施
- (キ) ALTにかかる学校からの要望や苦情等への対応
- (ク) ALTの勤務管理及び欠勤・遅刻等がある場合の町及び学校への事前報告
- (ケ) ALTが学校の指揮命令に忠実に従い、学校の規律、施設管理上の規則等を遵守するための適切な処置
- (コ) ALTへの指導方法等の助言及び教材作成事業支援
- (サ) 教育委員会がALTに依頼する研究会・研修会・会議等への協力・出席
- (シ) 派遣法により派遣元に義務付けられている諸手続き

(2) ALT（派遣労働者）の行う事業

①小学校、中学校

- (ア) 国際化に柔軟に対応できる個性と創造性を備えた心豊かな自立した生徒を育成するため、生徒の外国語を聞く、話す活動を中心に支援する。
- (イ) 学習指導要領に基づいた学習指導計画の作成、学習指導案作成や授業における情報提供等、ネイティブとしての企画提案を推進することにより外国語科担当教育の資質向上と研修の充実を実現し、本町国際理解教育の充実に資する。
上記の目的を達成するため、下記の事業を行うものとする。
 - ・教材開発、教材活用方法の改善、年間計画作成等に取り組む。
 - ・公開授業の補助、外国語教材・学習プログラム等の作成に取り組む。
 - ・外国語を通じて、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る。
 - ・聞くことや話すことなど実践的なコミュニケーション能力を育成する。

②放課後児童クラブ、放課後子ども教室、成人講座・乳幼児学級

国際理解を深めるとともに、国際的コミュニケーション手段として外国語に親しませ、外

国語を介したコミュニケーション能力を育むために外国語活動・国際理解教育等を行う。

③その他全般

- (ア) 外国語科の必修時間、外国語活動及び国際理解教育等の時間における日本人教員とのティームティーチングの実施、事前打ち合わせ
- (イ) 児童生徒の評価に関する事業補助
- (ウ) 教育委員会が依頼する研究会・研修会・会議・会合等への参加
- (エ) 校外学習等、校外での教育活動に関する事業補助
- (オ) 特別活動の事業補助や外国語能力コンテスト等への協力
- (カ) その他、配置時間内において課外活動、学校行事、本事業の円滑な遂行に、教育委員会、学校長が必要と認めて指示する事項
- (キ) 教員に対する研修計画について
- (ク) 町民へ学校・保育園・幼稚園における外国語教育等の必要性を知らせるための具体策

6. A L Tの人数

A L Tを2名配置するものとする。

7. 勤務時間及び日数について

- (1) 就業日は月曜日から金曜日までとし、土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日、学校の休校日及び学校が指定する日は派遣しないものとする。ただし、就業場所において行事や打ち合わせ等の都合上、これらの日にA L Tの就業を要する場合はこの限りではない。なお、派遣年間日数は200日程度とする。
- (2) 勤務時間は、午前8時30分から午後4時30分までのうち、7時間以内とする。
- (3) 休憩時間は、1日あたり1時間を超えない範囲で設ける。
- (4) A L Tの派遣時間は、週あたりの授業時数は原則25時間とし、その他の時間は授業の打ち合わせや教材準備に充てるものとする。
- (5) 勤務時間の割り振りは、教育委員会の指示による。ただし、必要に応じて、教育委員会と事業者が調整を図りながら柔軟に対応するものとする。
- (6) 勤務日及び勤務時間以外に事業を実施したときは、総勤務日数、総勤務時間の中で相殺する。
- (7) 派遣元の都合により担当A L Tによる事業が実施できないとき、派遣元は代わりのA L Tを派遣するか又は未実施分を派遣先と調整の上、A L T派遣期間中の他の日に実施する。

8. A L Tの条件

A L Tの条件は以下を満たす者とする。

- ①英語を公用語として生来英語を使用している者。(ネイティブ・スピーカーであること。中学校外国語科検定教科書付属CDに準ずる英語の発音・イントネーションで指導できること。)
- ②現地大学以上の教育機関を卒業した者、または現地大学の在學生で適正な査証により、日本に招聘された者。
- ③日本の学校においてA L Tとして就労できる査証を有する者。
- ④健康診断を受診し、事業履行が可能な健康状態にある者。
- ⑤外国語教育に関する資格または適正を有する者。

⑥AL Tとして十分な経験を積んだ者、またはAL Tとして十分研修を受けた者で、教育委員会の必要とする水準の資質、能力、教育技術を有する者。

- ・日本の教育制度及び外国語教育を理解していること。
- ・日常会話程度の日本語が話せ、理解できること。
- ・日本の外国語教育におけるAL Tの役割を理解していること。
- ・日本の学習指導要領及び公立学校のカリキュラムを理解していること。
- ・子どもが好きで、児童生徒を深く理解し、誠実に指導にあたること。
- ・日本語や日本の文化、他文化理解への関心の高いこと。
- ・日本の生活と教育に適応し、人間性、協調性に富む者。
- ・通勤及び各勤務地への移動が自分で行える者。

9. 事業料

事業料にはAL Tの派遣に必要な一切の経費が含まれ、事業料以外に教育委員会が負担する経費はないものとする。

10. 報告書等の提出

- (1) 月別事業報告書（巡回校別勤務日数、事業記録内容の概要を記載）を翌月 10 日までに提出すること。ただし、3 月分は 3 月 31 日までとする。
- (2) 事業完了報告書（名簿、巡回校別月別勤務日数及び合計の勤務日数、事業内容等）を 3 月 31 日までに提出すること。

11. 支払方法

事業料は、請求書を確認の上、契約に基づき毎月後払いとし、該当月の翌月 10 日までに請求するものとする。ただし、該当月の翌月 10 日が日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合は、その翌開庁日とする。また、端数が生じる場合は、最終月の請求に含めて請求する。

12. AL Tの交替について

- (1) 学校等に勤務することとなるAL Tについては、授業を適切に行うばかりでなく、日本国内の法令順守はもとより、町民の教育に対する信頼を背景に高い服務規律を求められていることから、AL Tに対する適正な指導体制を構築する。
- (2) 事業者は配置されたAL T事業状況について、定期的に監督するものとする。
- (3) AL Tが誠実に事業を遂行しない場合や、児童生徒、教員、教育委員会等との関係が円滑にいかない場合は、適宜指導を加えるものとする。指導を加えても改善の見込みがない場合は教育委員会と協議の上、交替するものとする。

13. AL Tの事業遂行中及び事業のための移動中における事故について

AL Tの事業遂行中及び事業場所への移動中の身体に係わる事故については、事業者の責任において一切の処理をするものとする。

14. 派遣事業上の賠償責任について

本事業の実施上、派遣元、またはA L Tの責に期す理由により教育委員会、学校または第三者に損害を与えた場合は、その派遣元の責任において賠償すること。

15. その他

- (1) 担当コーディネーターは教育委員会が行う最初の担当者会に出席する。
- (2) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、必要に応じて、教育委員会と事業者で協議して定める。